安城市監査公表第２０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和３年１１月２５日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

令和３年１１月２５日

安城市長　神　谷　　学　様

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和３年９月３日から同年１０月２５日までの間に実施した総務部財政課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和４年１月１４日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

１　特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

備品購入事務において、前回と同様に請書に契印が押印されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

２　措置を講ずべき理由

請書は改ざん防止のため、契印を押印するか袋とじにしなければならない。